

重要事項説明書（通所介護及び総合事業通所介護）

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 呉同済義会
事務所の所在地	呉市中央五丁目12番21号
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	会長 三宅 清嗣
電話番号	0823-21-5395

2. 事業所の概要

当事業所は特別養護老人ホーム「常楽園」に併設されています。

事業所の種類	指定通所介護事業所 総合事業通所介護事業所
事業所番号	呉市指定 3470500426
事業所の目的	当事業所は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的として、利用者に、指定通所介護サービスを提供します。
事業所の名称	デイサービスセンター常楽園
事業所の所在地	呉市警固屋九丁目1番1号
電話番号	0823-28-0555
FAX番号	0823-28-3206
事業所長（管理者）の氏名	施設長 伊藤 博文
当事業所の運営方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るための援助を行います。事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスの提供に努めます。関係市町村・指定居宅介護支援事業者・地域の保健医療との連携に努めます。
営業日	月曜日～土曜日 祝日も営業
休業日	日曜日 年末年始（12／31～1／3）
営業時間	8：30～17：10
サービス提供時間	9：00～16：00
利用定員	35名
通常の事業の実施地域	呉市（下蒲刈町・川尻町・安浦町・蒲刈町・豊浜町・豊町・倉橋町を除く）

3. 職員の配置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	常勤換算後	指 定 基 準
施設長（管理者）	1	1	0	1.0	1名（常勤専従）
生活相談員	1	1	0	1.0	1名（常勤）
生活相談員兼介護員	1	1	0	1.0	1名（常勤兼務）
介護員兼生活相談員	1	1	0	1.0	1名（常勤兼務）
看護職員	3	1	2	1.7	
介護職員	11	3	8	5.7	利用者の数が15人までは、 1以上、15人を超える部分の 数を5で除した数に1を加え た数以上。
機能訓練指導員	1	0	1	0.8	

4. 職員の勤務体制

従業員の職種	勤 務 体 制	
施設長(管理者)	8：30～17：10	
生活相談員 生活相談員兼介護員 介護員兼生活相談員	8：30～17：10	
看護職員	8：30～17：10	8：30～15：30
	8：30～16：00	9：00～16：00
介護職員	8：30～17：10	8：30～16：45
	9：30～16：00	9：00～13：00
	9：30～13：30	
理学療法士	13：00～15：00（毎週木曜日）	
運転手	8：30～10：30	14：30～16：30
	15：00～17：00～	

通所介護サービス（通常規模型事業所）

5. 通所介護サービスの内容と利用料金（契約書第9条参照）

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

・日常生活上の世話 ・機能訓練 ・相談援助等の生活指導 ・利用者居宅への送迎

（2）サービス利用料・利用者負担額（1日あたり 利用時間6時間以上7時間未満の場合）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料 （基本料金）	5,840 円	6,890 円	7,960 円	9,010 円	10,080 円
自己負担額 （1割）	584 円	689 円	796 円	901 円	1,008 円
自己負担額 （2割）	1,168 円	1,378 円	1,592 円	1,802 円	2,016 円
自己負担額 （3割）	1,752 円	2,067 円	2,388 円	2,703 円	3,024 円

（3）加算料金（基本料金にそれぞれ加算がつきます）

加算の種類	加算の要件	加算額			
		利用料	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算（Ⅰ） （特別入浴含む）	利用者の入浴介助を行なったとき（1日につき）	400 円	40 円	80 円	120 円
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）	当該加算の体制・人材要件を満たすとき（1回につき）	60 円	6 円	12 円	18 円
介護職員処遇改善 加算（Ⅰ）	事業所が厚生労働省の定める要件を満たしたとき	介護職員等処遇改善加算Ⅱ（90／1000）			
介護職員等特定 処遇改善加算（Ⅱ）					
介護職員等ベース アップ等支援加算					

※所定単位…食費以外の利用料の合計

（4）その他の費用について

送 迎 費	利用者の居宅が呉市（下蒲刈町・川尻町・安浦町・蒲刈町・豊浜町・豊町・倉橋町を除く）以外の場合は、送迎に要する費用の実費を請求いたします。
食 費	昼食代として1食につき 500 円徴収いたします。
レクリエーション材料費	行事等の活動を用意しております。 材料代等の実費を徴収いたします。

総合事業通所介護サービス

6. 総合事業通所介護サービスの内容と利用料金（契約書第9条参照）

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

・日常生活上の世話 ・機能訓練 ・相談援助等の生活指導 ・利用者居宅への送迎

（2）サービス利用料・利用者負担額（1ヶ月あたり）

要介護度	要支援1・事業対象者	要支援2・事業対象者
サービス利用料（基本料金）	17,980 円	36,210 円（18,110 円）
自己負担額（1割）	1,798 円	3,621 円（1,811 円）
自己負担額（2割）	3,596 円	7,242 円（3,622 円）
自己負担額（3割）	5,394 円	10,863 円（5,433 円）

※要支援2で週一回程度利用の方は、（ ）内の金額になります。

（3）加算料金（基本料金にそれぞれ加算がつきます）

加算の種類	加算の要件	加算額			
		利用料	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化 加算（Ⅲ） 要支援1	当該加算の体制・人材要件 を満たすとき（1ヶ月）	240 円	24 円	48 円	72 円
サービス提供体制強化 加算（Ⅲ） 要支援2		480 円	48 円	96 円	144 円
介護職員処遇改善 加算（Ⅰ）	事業所が厚生労働省の定め る要件を満たしたとき	介護職員等処遇改善加算Ⅱ（90／1000）			
介護職員等特定処遇改 善加算（Ⅱ）					
介護職員等ベース ア ップ等支援加算					

※所定単位…食費以外の利用料の合計

(4) その他の費用について

送 迎 費	利用者の居宅が呉市（下蒲刈町・川尻町・安浦町・蒲刈町・豊浜町・豊町・倉橋町を除く）以外の場合は、送迎に要する費用の実費を請求いたします。
食 費	昼食代として1食につき500円徴収いたします。
レクリエーション材料費	行事等の活動を用意しております。 材料代等の実費を徴収いたします。

7. 利用料金の支払い方法

ア 窓口での現金支払い

イ 下記の指定口座への振込み

呉信用金庫 警固屋支店 普通預金 286419

デイサービスセンター常楽園 園長 伊藤 博文

8. 利用の中止・変更・追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合より、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ③ 介護保険の要支援、要介護の認定がおりなかった場合、もしくは事業対象者に該当しなかった場合はご利用出来ません。
- ④ 特別な事情がない限り、3ヶ月以上ご利用がない場合は、ご利用中止とさせていただきます。
- ⑤ 特別な事情がない限り、3ヶ月以上利用料の滞納がある場合は、ご利用を中止させていただきます。

9. 緊急時の対応について

当施設利用中、体調の急変や事故により緊急の対応が必要な場合、急変及び事故に遭遇した利用者への対応を行うに際して、介護職員、看護職員にて判断が難しい場合、協力医療機関あるいはかかりつけの医師の指示を仰ぎ、対応を行います。その結果、当施設で対応が不可能な場合は、当施設送迎車か救急車にて協力医療機関あるいはかかりつけ医療機関へ搬送します。その際、家族の緊急連絡先に連絡を行います。

10. 苦情処理の受付について

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）

主任生活相談員 船川 晃宏

受付時間 毎週月曜日～土曜日

8：30～17：10

連絡先 0823-28-0555

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	デイサービスセンター 常楽園
申請するサービス種類	通所介護及び総合事業通所介護

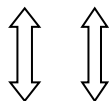
措 置 の 概 要

- 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
- ・ 担当者 主任 船川 晃宏
 - ・ 連絡先 呉市警固屋9丁目1番1号
電話（0823）28-0555 FAX（0823）28-3206
 - ・ 受付時間 月曜日～土曜日 8時30分 ～ 17時10分
- ※ 受付時間外も24時間常時連絡が可能です。
- ※ 担当者不在の場合は他の職員が対応することとし、苦情等の内容については速やかに担当者に伝えます。

- ## 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情相談窓口

＜事業所の主任及び提供の担当者＞

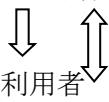


(事情聴取)

利用者への回答（結果伝達と理解確認）

事業所の提供の管理者

＜事業所において解決できるもの＞



(結果伝達)

利用者 (改善等の申し入れ)

苦情処理委員会

＜事業所において解決できない苦情＞



(結果伝達)

(第三者機関)

(解決の斡旋)

広島県福祉サービス運営適正委員会等

＜苦情処理委員会において解決できない苦情＞



利用者への回答

苦情解決の責任者

総括 常務執行役 工田 隆
事業所責任者 施設長 伊藤 博文

苦情処理委員会

(第三者委員)

呉市社会福祉協議会

常務理事兼事務局長

河野 隆司

電話:0823-25-7006

- 【関係行政機関の窓口】苦情があった事業所に対する対応方針等処理概要に記入

- ・ 呉市介護保険課 0 8 2 3 - 2 5 - 2 6 2 6
- ・ 広島県国民健康保険団体連合会 0 8 2 - 5 5 4 - 0 7 8 3
- ・ 広島県福祉サービス運営適正委員会 0 8 2 - 2 5 4 - 3 4 1 9

- ### 3 その他参考事項

※苦情又は重要事項は、台帳に記録の上保存し、再発防止に役立てる。

※サービスの提供に係る利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては必要な改善を行う。

1 1. 虐待の防止について

当事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底すること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備
- (3) 虐待の防止のための研修を定期的実施（年2回以上）。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置（主任生活相談員）。

1 2. 身体的拘束等について

- (1) 当事業者では、基本的にご利用者様に対して身体的拘束等を行いません。
- (2) ご利用者様の身体状態により、やむを得ず身体拘束を行う場合は下記の通り
ご利用者様及びご家族様にご説明・ご了承頂き実施致します。
 - ① 身体拘束が必要な事情説明
 - ② 身体拘束を行った経過記録
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合は、上記①・②の説明を行います。

1 3. ハラスメントの防止対策について

当事業所の、ご利用者様又はご家族様等からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置（施設長・副施設長）、事実関係の調査の実施、改善措置、ご利用者様又はご家族様に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。また、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。
なお、継続的な利用の方については、利用の都度の説明を略させていただき、通所介護サービス計画や内容等に変更があった場合に説明いたします。

令和 年 月 日

事業 者	所在地	呉市中央 5 丁目 12－21 呉市福社会館内	
	法人名	社会福祉法人 呉同済義会	
	代表者氏名	会 長 三 宅 清 嗣	
	事業所名	デイサービスセンター 常楽園	
	代表者氏名	施設長 伊 藤 博 文	印
	説明者氏名	生活相談員 船 川 晃 宏	印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意し交付を受けました。

利 用 者	住 所	
	氏 名	印

(署名代行者)

私は、利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

署名代行者	住 所	
	続 柄	
	氏 名	印